

## 一般社団法人中部日本整形外科災害外科学会役員の 報酬及び費用に関する規定

(総則)

第1条 一般社団法人中部日本整形外科災害外科学会定款第31条（報酬等）  
に関し必要な事項を定めるもので、当面、この規定による。

(報酬)

第2条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、定款第31条の定めるところ  
により社員総会の決議があったときはこれに従う。

(費用)

第3条 理事及び監事はその職務の執行に当たって負担する費用についてはこ  
れを支払うものとする。当面、年2回の学術集会時に開催される理事会  
及び社員総会に出席するために自ら負担する宿泊の費用、及び監査業務  
の実施のための旅費（宿泊費含む）を支払うものとする。ただし、宿泊  
費の支払いは一泊につき20,000円を上限とする。

(費用の請求及び支給方法)

第4条 前条の費用の支給を受けようとする者は、原則、実費の領収書を事務  
局に提出し精算する。

2 支給は原則として現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する  
金融機関口座に振り込むことができる。

(規定の変更)

第5条 この規定は、理事会の決議によって変更することができる。

附則 この規定は、令和2年10月9日から施行する。

附則 この規定は、令和4年4月9日理事会により一部改定し、令和4年4月  
9日から施行する。